

岡崎市農業委員会の委員の候補者の推薦、委員の募集、選定等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡崎市農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項の委員（以下「農業委員」という。）を任命するため、法第9条第1項の規定による候補者の推薦（以下「推薦」という。）又は委員の同項の募集（以下「募集」という。）候補者の選定等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第2条 推薦を受け、又は募集に応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者であること。

（推薦の求め及び公募の周知）

第3条 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集は、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 掲示場（岡崎市公告式条例（昭和25年岡崎市条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）への掲示

- (2) 市のホームページへの掲載

2 前項の規定によるもののほか、市政だより「おかざき」への掲載その他の方法により、周知を図るものとする。

（推薦方法）

第4条 推薦は、農業委員会委員候補者推薦書（様式第1）及び当該候補者の住民票を農業委員会に提出しなければならない。

（応募方法）

第5条 募集に応募する者は、農業委員会委員候補者応募申込書（様式第2）及び住民票を農業委員会に提出しなければならない。

（推薦及び応募状況の公表）

第6条 法第9条第2項の規定による公表は、第3条第1項に掲げる方法により行うものとする。

（候補者の選定）

第7条 市長は、農業委員の候補者の選定に当たっては、委員会を設置し意見を聴くことができるものとする。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

（欠員の補充）

第 8 条 市長は、罷免、失職、辞任その他の理由により農業委員に欠員が生じ、その数が岡崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成 28 年岡崎市条例第 64 号）に定める農業委員の定数の 3 分の 1（以下「欠員限度数」という。）を超えた場合又は欠員限度数を超えない場合であっても農業委員会の運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかにこの要綱の定めるところにより、農業委員を補充しなければならない。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、農業委員候補者の推薦、募集、選定等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。